

INTERIOR PLANNER

令和7年アソシエイト・インテリアプランナー登録について

インテリアプランナー学科試験に合格された方は、アソシエイト・インテリアプランナーに登録することができます。アソシエイト・インテリアプランナーの登録は、インテリアプランナー学科試験合格後に申請することができます。

ただし、アソシエイト・インテリアプランナーの登録期間はインテリアプランナー学科試験の合格日より5年以内です。

アソシエイト・インテリアプランナー登録申請書の審査後、＜アソシエイト・インテリアプランナー＞（A I P）の称号が付与されます。

登録手続きの詳細については、以下のページよりご確認ください。

(<https://www.jaeic.or.jp/gyomu2/ip/index.html>)

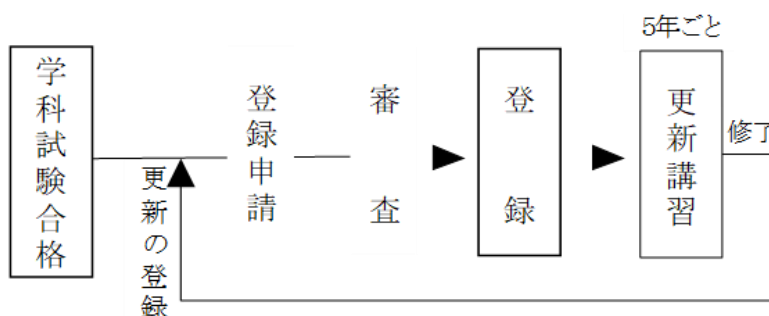


登録申請の受付

第一回締切日 令和7年 4月 1日

第二回締切日 令和8年 1月31日

アソシエイト・インテリアプランナー登録について



(1) 称号の付与

登録申請書の受付後、センターにおいて登録の審査を行い、登録資格の要件を満たしている場合、インテリアプランナー登録簿に登録され、インテリアプランナーの称号が付与されます。

(2) 登録証の交付

登録者には、アソシエイト・インテリアプランナー登録証が交付されます。

(3) 登録の有効期間

①登録日より5年を経過後の9月30日までとなります。

②有効期間前に更新講習の課程を修了することにより、更新の登録を受けることができます。

(4) 更新の登録及び更新講習

登録後は有効期間前に更新講習を修了することにより、更新の登録を受けることができます。

更新の登録及び更新講習の時期その他の手続きについては、当年に登録期限を迎える登録者に限り事前にご案内いたします。



(5) 登録の抹消

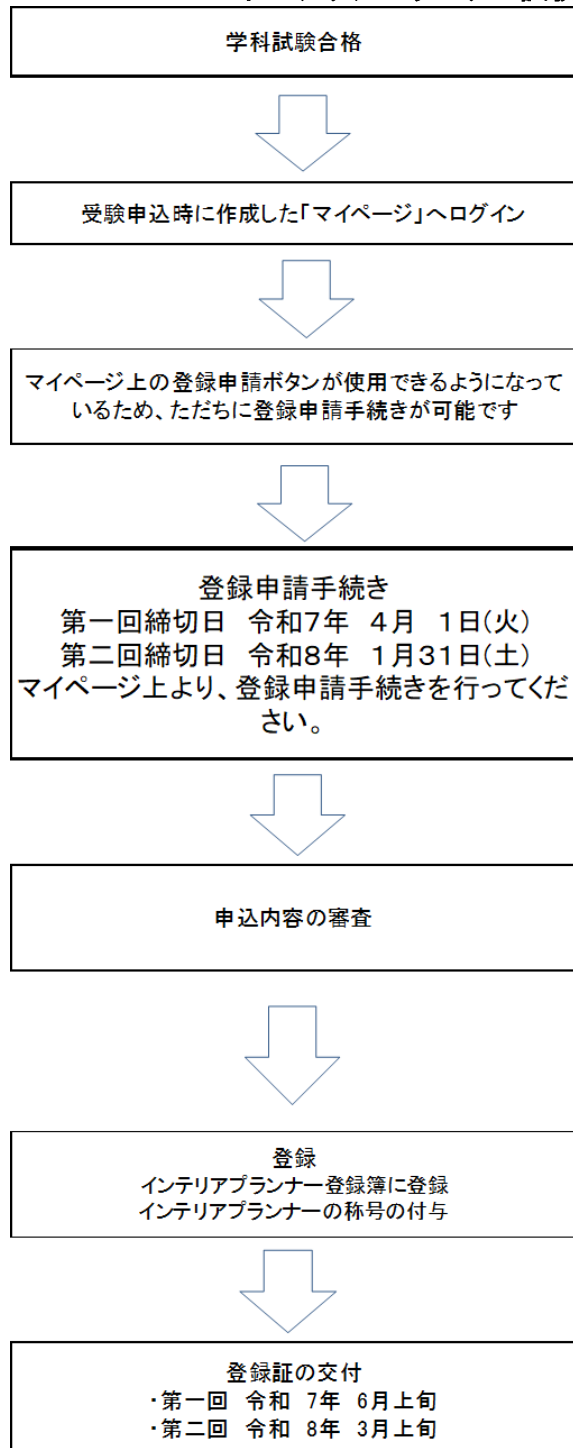
1. 以下項目に該当する場合、登録が抹消されます。

- ①登録の有効期間が満了した場合（更新の登録を受けた場合を除く）
- ②以下項目に該当する場合
 - イ．禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ロ．建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられたとき
 - ハ．破産者で復権を得ないとき
- ニ．精神の機能の障害によりインテリアプランナーの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき
- ③死亡し、又は失踪宣告を受けた事実が判明した場合
- ④虚偽又は不正の事実により登録を受けたことが判明した場合

2. 以下項目に該当する場合、登録が抹消されることがあります。

- ①登録申請書の記載に変更が生じて、正当な理由がなく 30 日以内にその届出を怠った場合
- ②登録者が業務に関し不誠実な行為を行った場合

インテリアプランナー試験「学科試験」合格から登録までの流れ



(注意事項)

○住所等に変更があった場合は、忘れずに変更届を提出してください。